

令和2年4月10日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷武宣

分野別実務修習において自宅学修に切り替えた実務修習庁会
における第3クールの取扱いについて（事務連絡）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び外出自粛要請等に伴い分野別実務修習における指導を自宅学修に切り替えた実務修習庁会においては、分野別実務修習の第3クールの初期（4月23日から5月6日まで）が緊急事態宣言等の期間中となりますが、この期間中については、司法修習生に課題を与えて自宅学修としていただくのが相当と考えられます。緊急事態宣言等の対象地域等に居住していることから自宅学修とされた修習生についても同様です。

司法修習生に与える課題については、4月3日付け当職事務連絡で提供した課題案も参考に、各庁会において定めてください。

なお、分野別実務修習を通常どおり実施している実務修習庁会においても、地域の感染状況等を踏まえて、第2クールの終了式、第3クールの開始式やガイダンス等の実施方法の見直しや、実施する場合の感染防止策の徹底について検討してください。

上記の内容については、司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。